

議案第164号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第107号）の一部を次のように改正する。

中学校の表の改正規定中「大阪市立第131中学校」を「大阪市立水都国際中学校」に改める。

高等学校の表の改正規定中「大阪市立第21高等学校」を「大阪市立水都国際高等学校」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大阪市立第131中学校」を「大阪市立水都国際中学校」に、「大阪市立第21高等学校」を「大阪市立水都国際高等学校」に改める。

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

第131中学校及び第21高等学校の名称を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第107号）（抄）
大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。
中学校の表中大阪市立咲くやこの花中学校の項の次に次のように加える。

大阪市立第131中学校
水都国際中学校 省 略

高等学校の表中大阪市立汎愛高等学校の項の次に次のように加える。

大阪市立第21高等学校
水都国際高等学校 省 略

指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（抄）

（指定管理法人による管理の対象）

第2条 大阪市立学校のうち指定管理法人に管理を行わせることができるもの（以下「対象学校」という。）は、大阪市立第131中学校（以下「対象中学校」という。）及び大阪市立第21水都国際中学校

水都
高等学校（以下「対象高等学校」という。）とする。
国際高等学校